

静岡県公安委員会規程第15号

若年運転者講習の実施に関する規程を次のように定める。

令和4年7月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

若年運転者講習の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、若年運転者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習対象者)

第2条 講習の対象者は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者（以下「基準該当若年運転者」という。）とする。

(講習の実施機関等)

第3条 講習は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び法第108条の4第1項第3号の規定により公安委員会が指定した者（以下「指定講習機関」という。）が行うものとする。

- 2 公安委員会が行う講習は、静岡県警察本部交通部運転免許課において実施する。
- 3 指定講習機関が行う講習の実施に関する事項は、別に定める。

(講習実施責任者等)

第4条 講習実施責任者は、静岡県警察本部交通部運転免許課長とし、講習が適正に実施されるよう努めるものとする。

- 2 講習実施担当者は、静岡県警察中部運転免許センター管理官とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。
- 3 公安委員会が行う講習に従事する警察職員（以下「講習指導員」という。）は、次に掲げる要件を備えた者であって静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定したものとする。
 - (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
 - (2) 講習に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
 - (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
 - (4) 人格及び識見に優れ、講習指導員としての適格性を有すること。

(講習の移送)

第5条 公安委員会は、基準該当若年運転者に対し法第108条の3の3の規定による通知（以下この条において「通知」という。）をしようとする場合において、当該基準該当若年運転者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していることが判明したときは、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し若年運転者講習移送通知書（様式第1号）を送付するものとする。

- 2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から若年運転者講習移送通知書が送付されたときは、当該若年運転者講習移送通知書に係る基準該当若年運転者に対し速やかに通知をするものとする。

(講習の日時及び場所の指定)

第6条 講習の日時及び場所は、講習実施責任者が指定するものとする。

(受講の申請)

第7条 前条の規定による講習の日時及び場所の指定を受けた基準該当若年運転者は、講習の受講に当たっては、公安委員会で受講する者にあつては公安委員会に、指定講習機関で受講する者にあつては指定講習機関に若年運転者講習受講申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(講習の実施基準)

第8条 公安委員会が行う講習の実施基準は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第14項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1学級3人の編成を基準とし、1学級につき講習指導員1人を配置することを原則とする。
- (2) 講習は、本部長が別に定める課程に基づいて行う。

(若年運転者講習終了証明書の交付)

第9条 公安委員会は、公安委員会が行う講習を終了した者に対し若年運転者講習終了証明書(様式第3号)を交付するものとする。

(本部長への委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">若年運転者講習移送通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">静公委運免第 号 年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">静岡県公安委員会 印</p> <p style="margin-top: 20px;">次の者について、若年運転者講習移送通知書を送付する。</p>	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
講 習 に 係 る 免 許 の 種 類	大型・中型・大型二種・中型二種・普通二種・大特二種・牽引 ^{けん} 二種
講 習 を し ょ う と す る 理 由	
備 考	

(注) 講習に係る免許の種類欄は、該当するものに○印を付すること。

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>若年運転者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の受講を申請します。</p>								
講習に係る 免許の種類	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">大 型</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">中 型</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">大型 二種</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">中型 二種</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">普通 二種</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">大特 二種</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">牽引^{けん} 二種</td> </tr> </table>	大 型	中 型	大型 二種	中型 二種	普通 二種	大特 二種	牽引 ^{けん} 二種
大 型	中 型	大型 二種	中型 二種	普通 二種	大特 二種	牽引 ^{けん} 二種		
免許証番号	第 号							
交付年月日	年 月 日							
手数料	静岡県収入証紙貼付欄							
備考								

(注) 講習に係る免許の種類欄は、該当するものに○印を付すること。

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印